

別紙様式 4 (参考)

令和7年度特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書

記入例

(整理番号) No.

保護者等（申請者）氏名			住所		児童・生徒氏名		学校名・学年（特別支援学級名）		※都道府県の地区別区分 （Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ） 地域の級地区分 1-1、1-2、2-1 2-2、3-1、3-2		学 校 長 認 印			
上板 太郎			上板町七條字経塚42番地		上板 さくら		●●学校●年（●組・●●学級）							
世帯の収入状況			世 帯 の 状 況 （ 前 年 12 月 末 日 現 在 ）				需 要 額 等							
☆給与所得、公的年金等所得のいずれかがある者 については、総所得金額から10万円を控除する			収入のある世帯員氏名		続柄 （該当に丸を付け、その他は具体的に記載）		職業等・給与収入等の有無		教 育 扶 助 基 準		生 活 扶 助 基 準			
			収入のある世帯員氏名		生 年 月 日 （満 年 齢）		続柄 （該当に丸を付け、その他は具体的に記載）		通 学 費		※期 末 ※ 第 1 類 時 扶 助		※ 第 2 類	
所得 控 除 前 の	総所得金額☆	円	上板 太郎	S●年●月●日 (● 才)	父・母・本人 祖父・母・その他	会社員	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）
	退職所得金額	円	上板 すみれ	S●年●月●日 (● 才)	父・母・本人 祖父・母・その他	パート	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）
	山林所得金額	円	上板 花子	S●年●月●日 (● 才)	父・母・本人 祖父・母・その他	無職	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）
	計	A	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
所得 控 除	社会保険料	円	収入のない世帯員氏名	生 年 月 日 （満 年 齢）	続柄 （該当に丸を付け、その他は具体的に記載）	在 学 学 校 名 ・ 学 年 （特別支援学級の在籍）	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）
	生命保険料	円	上板 さくら	H●年●月●日 (● 才)	本人	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）	●●学校●年（●組・●●学級）
	地震保険料	円	上板 一郎	H●年●月●日 (● 才)	兄・姉・弟・妹 その他	●●学校●年	●●学校●年	●●学校●年	●●学校●年	●●学校●年	●●学校●年	●●学校●年	●●学校●年	●●学校●年
	ひとり親又は 寡婦控除の額 ※保護者等のみ	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	計	B	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
所得額（A－B）		C	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
所得月額（C×1/12）		D	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
障害者加算控除 （保護基準により算定）		E	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
収入額（D－E）		F	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
通学費 明細		(特別支援学校・学級への通学費を要した者ごとに記入すること)					特 記 事 項					支弁区分 □Ⅰ段階（令第2条第1号該当） □Ⅱ段階（ 〃 第2号該当） □Ⅲ段階（ 〃 第3号該当）		
		の欄のみご記入をお願いします。												

(注) 1. 特記事項欄は生活保護等の該当事項を記入すること。
2. 整理番号は個人別支給台帳の番号に合わせることに。
3. 収集した個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第23条に基づく事務に限って使用します。